



犯 罪収益移転防止法の規定により、お客様が一定額を超える現金による振込を行う際には、取引時確認を行う必要があります。

具体的には、「10万円を超える現金による為替取引（振込、電話・電気・ガス等の公共料金の支払い、自金融機関を支払場所とする小切手の店頭提示により振出人以外の第三者が現金を受け取る場合等）」が取引時確認の対象となります。確認事項を十分にチェックしておきましょう。

65

振込取引で取引時確認が必要になるのはどんなとき？



●振込手続き

取引時確認済みなら不要

なお、すでに開設している預金口座を通じて10万円を超える振込を行う場合には、改めてお客様の本人確認書類を提示してもらうなどの取引時確認を行う必要はありません。取引時確認済みの確認を行えばよいことになっています。

その際、口座開設時に本人確認および取引時確認が済んでいない場合には、本人確認書類などの提示が必要となります。

この取引時確認ルールにより、一般的にATMでは10万円を超える現金での振込ができません。この点について問合せをしてくるお客様もいますので、しっかりと説明できるようにしておきましょう。

Point

10万円超の現金による振込で取引時確認が済んでいない場合に必要

66

営業時間終了間際に振込を依頼されたらどうするの？



●振込手続き

いるところもあるため、営業時間終了間際にお客様から振込の依頼を受けた場合、システムの稼働時間の制約から当日中に振込処理が完了できない場合もあります。この場合、実際に振込金が相手に届くのは翌営業日となる場合があります。

説明して理解してもらおう

お客様からは「なぜ営業時間中（15時の閉店前）なのに振込がすぐに届かないのか」というクレームになることもあります。そこで閉店間際の振込を受け付けた際には、「14時以降の受付分については、状況により翌営業日の処理とさせていただきます。あらかじめご了承ください」と説明しておくようにしましょう。

Point

翌日扱いとなる可能性があることを理解してもらい受け付ける

金 融機関の間で振込などの送金を行う場合は、「全国銀行協会が整備した「全銀システム」を利用してデータのやりとりが行われます。このシステムの稼働時間は、原則として平日の午後3時（15時）30分まで（月末の繁忙日等には延長されることもある）となっています。

金融機関は日々大量の振込処理を行っており、また金融機関によっては「事務センター」といった集中処理部門で振込手続きを一括して行って